

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

坂東市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 坂東市

(1) 現況

本市は、茨城県の南西部に位置し温暖な気候と平坦な耕地の恵まれた自然条件に加え、大消費地首都圏に近い立地を活かし、レタス、ねぎ、はくさい等の野菜や稲作を中心とした都市近郊型農業が盛んである。

農業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、経営の安定を図る農業基盤の整備や経営体の規模拡大に取り組んでいるが、農業施設の老朽化や農家の高齢化により地域資源の維持が困難となっていることから、これらを支援する取組が必要である。

さらに、消費者においては、安全・安心な農産物であることに加え、付加価値のある農産物への需要も年々高まっており、環境に配慮した農業の取組が必要となってきた。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を実施地区において推進し、地域資源の適切な保全管理をすることにより、良好な農業基盤、農村環境を維持し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の（1）の規定に基づき、県が設置する、地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。